

久喜市運賃協議会の開催を要しない軽微な事案について

久喜市運賃協議会の開催を要しない軽微な事案については、下記のとおり、国土交通省物流・自動車局の例示のとおりとする。

- 1 均一制運賃を適用する路線（系統）において、系統変更を伴う停留所の新設や変更、路線の付け替えや一部延伸があった場合（競合する路線がある場合、路線延長により当該路線が初めて他の市町村に乗り入れする場合を除く。）でも、運賃額に変更が無い場合。
- 2 毎年のイベント行事等に係る営業割引を実施する場合
- 3 工事等により一時的な迂回が生じる場合の路線等を変更する場合
- 4 新たな決済手段を追加する場合

【適用する路線】

1 <令和8年度まで>

久喜市市内循環バス

- (1) 東西連絡
- (2) 野久喜・吉羽循環
- (3) 久喜本循環
- (4) 下早見循環
- (5) 六万部・北中曽根循環
- (6) 除堀・所久喜循環
- (7) 東循環

<令和9年度以降>

久喜市コミュニティバス

- (1) 野久喜・吉羽循環
- (2) 久喜本循環
- (3) 下早見循環
- (4) 西循環（清久・クリーンセンタールート）
- (5) 西循環（久喜菖蒲公園・クリーンセンタールート）
- (6) 東循環
- (7) 南栗橋・東鷲宮線

2 デマンド交通（くきまる）

- (1) 菖蒲地区
- (2) 栗橋・鷲宮地区